Vaccinium L.	ヒピルカブルー	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構　茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第24751号 平成22年３月31日
Vriesea Lindl.	Sense	Corn. Bak B.V.　Dorpsstraat 11 B, 1566AA Assendelft, The Netherlands	第24875号 平成22年５月18日

○農林水産省告示第千二百八十七号

出願公表後に名称変更がなされたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十二年八月十二日　　農林水産大臣　山田　正彦

品種登録出願の番号及び年月日	出願公表年月日	変更前の出願品種の名称	変更後の出願品種の名称
第18398号 平成17年６月６日	平成18年10月23日	レッドヒース	ヒイチビイヒイ202912
第22237号 平成20年２月29日	平成20年７月２日	001―16R	001―16RQ
第22706号 平成20年６月30日	平成20年８月26日	J19―24	ダイイチ―J19―24
第22707号 平成20年６月30日	平成20年８月26日	J19―19	ダイイチ―J19―19
第24174号 平成21年10月６日	平成21年11月30日	SAKCAL096	SAKCAL099
第24175号 平成21年10月６日	平成21年11月30日	SAKCAL097	SAKCAL100
第24176号 平成21年10月６日	平成21年11月30日	SAKCAL098	SAKCAL101

○農林水産省告示第千二百八十八号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年八月十二日　　農林水産大臣　山田　正彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十九号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、平成十七年三月十八日農林水産省告示第五百十六号（動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年八月十二日　　農林水産大臣　山田　正彦

表ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部中

「ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン	627,700	380,200	15	15	2」を
「ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン	627,700	380,200	15	15	2
ニューカッスル病・マレック病（ニューカッスル病ウイルス由来Ｆ蛋白遺伝子導入マレック病ウイルス１型）凍結生ワクチン	1,068,800	181,300		18	2」に

改める。

○国土交通省告示第八百八十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十二年八月十二日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｇ―1645	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－２ＧＲ－ＦＥ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第八百八十八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十二年八月十二日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｇ―1966	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－２ＡＺ－ＦＥ９	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第八百八十九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十二年八月十二日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｇ―1153	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－３ＧＲ－ＦＳＥ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
自Ｇ―1154	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－４ＧＲ－ＦＳＥ	〃

○国土交通省告示第八百九十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十二年八月十二日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｇ―1625	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＣＢＡＫＦ－ＶＥ－１	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号
自Ｇ―1807	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＤＢＡＫＦ－ＶＥ－４	〃
自Ｇ―1922	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＧＢＤＫＦ－ＶＥ－１	〃